特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
11	知的障がい者福祉法による障がい福祉サービス、障がい者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、知的障がい者福祉法による障がい福祉サービス、障がい者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

藤沢市長

公表日

令和8年10月20日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	知的障がい者福祉法による障がい福祉サービス、障がい者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務
②事務の概要	知的障がい者福祉法に基づき、障がい福祉サービス、障がい者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務として、当該施設の入所等の措置の決定及び措置費等の徴収を行っている。 藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 障がい福祉サービス、障がい者支援施設等への入所等の措置 (2) 費用の徴収
③システムの名称	表計算ソフト

2. 特定個人情報ファイル名
知的障がい者福祉法による入所等の措置台帳

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表　51の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条表 (情報提供)なし(行わない) (情報照会)75の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部　障がい者支援課
②所属長の役職名	障がい者支援課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所　市民自治部　市民相談情報課　情報公開センター 0466-50-3567

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒251-8601藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所　福祉部　障がい者支援課 0466-50-3528

9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した

適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		［　1,000人未満（任意実施）　］	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		［　　500人未満　　］	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		［　　発生なし　　］	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(入手)	[○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者及び支援者等からの通報に基づき特定個人情報を入手する。さらに対応する職員も限定した上でおこなう。 措置決定に至る過程では、通知を作成する職員と、別の職員によるダブルチェックを経なければ、完了することができない仕組みをとっている。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスク対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	虐待防止に係るコア会議等、個人情報の取り扱いについては特定メンバーのみでの共有に徹していることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	Ⅰ　関連情報　5．評価実施機関における担当部署　②所属長	高梨　良	安孫子　慎司	事後	人事異動のため
平成29年4月1日	Ⅰ　関連情報　5．評価実施機関における担当部署　①部署	福祉部　障がい福祉課	福祉健康部　障がい福祉課	事後	組織改正のため
平成29年4月1日	Ⅰ　関連情報　8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	〒251-8601　藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所　福祉部　障がい福祉課 0466-25-1111(内)3292	〒251-8601藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所　福祉健康部　障がい福祉課 0466-25-1111(内)3292	事後	組織改正のため
平成31年2月28日	Ⅰ　関連情報　5．評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	安孫子　慎司	障がい福祉課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
平成31年3月28日	Ⅳ　リスク対策	―	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載
令和2年3月13日	Ⅰ　関連情報　7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	0466-25-1111（内）2661	0466-50-3567	事後	
令和2年3月13日	Ⅰ　関連情報　8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	0466-25-1111（内）3292	0466-50-3528	事後	
令和2年3月13日	Ⅱ　しきい値判断項目　1．対象者人数　いつ時点の計数か	平成26年10月1日　時点	令和1年10月1日　時点	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施
令和2年3月13日	Ⅱ　しきい値判断項目　2．取扱者人数　いつ時点の計数か	平成26年10月1日　時点	令和1年10月1日　時点	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施
令和2年3月13日	Ⅳ　リスク対策　6．情報提供ネットワークシステムとの接続	[　]接続しない（提供）	[○]接続しない（提供）	事後	
令和2年3月13日	Ⅳ　リスク対策　6．情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスク	十分である	（削除）	事後	
令和3年6月9日	Ⅰ　関連情報　5．評価実施機関における担当部署　①部署	福祉健康部　障がい福祉課	福祉部　障がい者支援課	事後	
令和3年6月9日	Ⅰ　関連情報　5．評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	障がい福祉課長	障がい者支援課長	事後	
令和3年6月9日	Ⅰ　関連情報　8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	〒251-8601藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所　福祉健康部　障がい福祉課 0466-50-3528	〒251-8601藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所　福祉部　障がい者支援課 0466-50-3528	事後	
令和3年12月17日	Ⅰ　関連情報　4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） なし（情報提供は行わない） （別表第二における情報照会の根拠） 第53項	番号法第19条第8号及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） なし（情報提供は行わない） （別表第二における情報照会の根拠） 第53項	事後	番号法第19条の改正に伴う変更
令和5年12月15日	Ⅱ　しきい値判断項目　1．対象人数　いつ時点の計数か	令和1年10月1日　時点	令和5年12月1日　時点	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施
令和5年12月15日	Ⅱ　しきい値判断項目　2．取扱者数　いつ時点の計数か	令和1年10月1日　時点	令和5年12月1日　時点	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施
令和6年12月11日	Ⅳ　リスク対策　8．人手を介在させる作業	－	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載
令和6年12月11日	Ⅳ　リスク対策　11．最も優先度が高いと考えられる対策	－	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載
令和6年12月11日	Ⅰ　関連情報　9．規則第9条第2項の適用	－	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載
令和6年12月11日	Ⅰ　関連情報　3．個人番号の利用	番号法第9条第1項及び別表第一　　34の項の項	番号法第9条第1項及び別表　51の項	事後	番号法及び主務省令の改正によるもの
令和6年12月11日	Ⅰ　関連情報　4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） なし（情報提供は行わない） （別表第二における情報照会の根拠） 20の項	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条表 （情報提供）なし（行わない） （情報照会）75の項	事後	番号法及び主務省令の改正によるもの
令和8年10月20日	Ⅱ　しきい値判断項目　2．取扱者人数　いつ時点の計数	令和5年12月1日　時点	令和8年4月1日　時点	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施
令和8年10月20日	Ⅱ　しきい値判断項目　2．取扱者人数　いつ時点の計数	令和5年12月1日　時点	令和8年4月1日　時点	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施